

1. イントロダクション

1.1 インドネシアの法制度の概要を教えてください。インドネシアの法制度は、コモンロー、大陸法又はその他の法体系のいずれに基づきますか。

大陸法系に基づく。

1.2 インドネシアでは、裁判所はどのように構成されていますか。

裁判所は、普通裁判所、行政裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所及び憲法裁判所で構成されている。普通裁判所は刑事事件及びほとんどの民事事件について管轄権を有する。普通裁判所には、地方裁判所(Pengadilan Negeri)、高等裁判所(Pengadilan Tinggi)及び最高裁判所に分かれている。

その他のインドネシアの裁判所として、商事裁判所(Pengadilan Niaga)、租税裁判所(Pengadilan Pajak)、少年裁判所(Pengadilan Anak)、労使関係裁判所(Pengadilan Hubungan Industrial)、漁業事件裁判所(Pengadilan Perikanan)、汚職犯罪裁判所(Pengadilan Tindak Pidana Korupsi)、人権裁判所(Pengadilan Hak Asasi Manusia)及び宗教裁判所(Mahkamah Syariah)がある。

1.3 インドネシアでは弁護士はどのように組織されていますか。

弁護士に関する 2003 年法律第 18 号によると、弁護士を示す法律用語は「Advocate」である。2003 年法律第 18 号第 1(1)条に基づき、弁護士は国内外の法律についてのリーガルサービスを提供する専門性を有する者を意味し、この法律において規定される要件を遵守しなければならない。

弁護士に任命され得る者は、法学においてSarjanaの学位を有し、弁護士会によって行われる弁護士のための職業訓練に参加した者である¹。

¹ 2003 年法律第 18 号第 2 条第 1 項

弁護士として任命されるためには、以下の要件を充足する必要がある²。

- 1 インドネシア国民
- 2 インドネシアに居住する者
- 3 公務員又は政府当局者の地位を有しないこと
- 4 25 歳以上
- 5 第 2 条第 1 項に定める、法学における Sarjana の学位を有すること
- 6 弁護士会によって運営される試験に合格したこと
- 7 弁護士事務所において、連続して最低 2 年間任意に就労していること
- 8 5 年以上の懲役に該当する犯罪行為を原因として処罰されていないこと
- 9 誠実に行動し、公正で信頼できること

弁護士会

弁護士会は、2003 年法律第 18 号³に従って設置された専門機関である。弁護士会は、弁護士のための唯一の機関であり、自由かつ独立で、弁護士の専門性を向上させる目的をもって⁴2003 年法律第 18 号に従って設置されている。弁護士会は、その構成員のための専門的倫理規則を決定し、発効させなければならない。

1.4 インドネシアでは、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

弁護士によって用いられる弁護士費用の決め方には複数の方法がある。

固定費用: 弁護士は固定費用を請求する場合もある。

アワーレート: 執務した時間数に応じて請求する方法であり、もっとも典型的な弁護士費用の決め方である。

条件付費用の合意(成功報酬): 弁護士は成功報酬ベースで該当事件の執務をすることに合意する場合もある。当該事件で勝った場合、弁護士は負けた当事者にその費用を負担させ、他方、当該事件で負けた場合、弁護士費用を払う必要はない。負けた場合において、他方当事者の費用を支払うことを避けるために、他方当事者の弁護士費用を補填する保険をかけることをしばしば勧められることがある。

預け金: 見積りに基づき前払いの固定費用を支払い、弁護士費用が発生した場合は、当該預け金から控除する方法である。

² 2003 年法律第 18 号第 3 条第 1 項

³ 2003 年法律第 18 号第 1 条第 4 号

⁴ 2003 年法律第 18 号第 28 条第 1 項

2. 事業を行うための組織

2.1 インドネシア国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、インドネシア国内に事業組織を設立する必要がありますか。

外国投資家がインドネシア国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、インドネシア国内に株式会社(PT PMA)を設立する必要がある。

もともと、外国企業は、外国企業の事業に関する市場調査と通信を一般的に行う外国駐在事務所を設立することができる。

2.2 インドネシアではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

投資に関する 2007 年法律第 25 号(以下「投資法」という。)第 5 条第 2 項により、外国投資は株式会社の形態で設立されなければならないとされている。

外国企業は、外国駐在事務所も設立することができる。インドネシアにおいて設立が許される駐在事務所のもっとも一般的な 3 つの形態は以下のとおりである。

1 外国駐在事務所(Kantor Perwakilan Perusahaan Asing)

外国駐在事務所に関する 2000 年大統領令第 90 号第 1 条及び投資許可の申請手続に関する 2009 年インドネシア投資調整庁長官規則第 12 号第 1 条によれば、外国企業又は外国企業グループは、その利益を管理し、インドネシアでの事業の設立や発展の準備を行うために、インドネシアにおいて外国駐在事務所を開設することができる。

外国駐在事務所は駐在事務所幹部とみなされるインドネシア人又は外国人の 1 人以上によって統率されなければならない。駐在事務所幹部の指名は、関連する外国企業又は外国企業からの指名書に基づいて行われる。駐在事務所の形態の許可を得るために、その申請をインドネシア投資調整庁に提出しなければならない。

外国駐在事務所の形態での活動は、外国企業グループの利益の監督者、仲介人、調整役又は管理者としての役割に限られている。さらに、外国駐在事務所は、外国企業、その子会社又はインドネシア内のその支店の運営に参加してはならない。加えて、インドネシアにおいて収益をあげることは許されていない。外国駐在事務所は、インドネシア企業又はインドネシア国民との間で、合意や、商品や役務の売買取引を行ってはならない。

2 外国商事駐在事務所(Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing)

外国商事駐在事務所は、インドネシアで駐在として活動するために外国企業又は外国企業グループによって設立され、販売代理店、メーカー代理店、及び/又は購買代理店として設立される。

外国商事駐在事務所の許可発行の手続に関する 2006 年商業大臣規則第 10 号第 4 条によれば、外国商事駐在事務所は最初から最後まで取引全体を代理する(例えば、入札書類提出、契約調印、クレーム処理)貿易、取引、販売活動を行うことは禁止されている。

外国商事駐在事務所の行為範囲は、2006 年商業大臣規則第 10 号第 3 条に記載された行為に制限されている。すなわち、

- a 紹介、宣伝及び駐在事務所を置く外国企業又はその関連企業が製造する製品のマーケティングの補強、加えて当該製品の使用や輸入についての情報提供又は指示を行なうこと
- b 駐在事務所を置く外国企業又はその関連企業のマーケティングの範囲内での国内販売の市場調査及び監督
- c 駐在事務所を置く外国企業又はその関連企業が必要とする製品の市場調査、当該製品の輸出についての情報提供又は指示を行なうこと
- d 駐在事務所を置く外国企業とインドネシア企業との間の輸出に関する契約の締結

3 外国建設業務駐在事務所

建設協会の事業及び役割に関する 2000 年政令第 28 号及び外国建設企業駐在許可の付与の要件の指針に関する公共事業大臣規則 No.05/PRT/M/2011 に定めるとおり、外国建設業務のための駐在事務所を設立するためには、外国建設企業は外国建設業務のための駐在事務所許可と呼ばれる許可(Izin Perwakilan Badan Usaha Jasa Konstruksi)を取得しなければならない。外国建設業務駐在事務所許可は外国建設企業のみを与えられ、当該企業は、全国建設業務発展委員会(Lembaga Pengembangan Jasa Konstruksi)によって発行された証明書に基づいて「大(企業)」と認められることになる。公共事業省は、有効期間を 3 年とする外国建設業務駐在事務所許可を発行し、かかる許可は延長することができる。

建設業務活動に携わるにあたって、外国法に従って設立され、株式会社(Perseroan Terbatas)に課されるインドネシアの法律と同等の法律及び規則を遵守して海外に存在し、外国建設業務駐在事務所許可を取得した駐在事務所を有する外国建設業務企業はインドネシア建設企業とともに共同経営体(Joint Operation を組成)しなければならない。公共事業大臣規則 No.05/PRT/M/2011 第 10 条によれば、インドネシア建設企業は、以下の要件を遵守しなければならない。

- ・ 株式会社の形態であること
- ・ 1名以上のインドネシア市民及び/又はインドネシア建設企業によって100%持分を支配されていること
- ・ 「大(企業)」インドネシア建設企業として認められていること
- ・ 事業体証明書を保有していること
- ・ 外国建設業務駐在事務所許可を保有していること

インドネシア建設企業は、公共事業大臣規則 No.05/PRT/M/2011 第 11 条に定められた複雑、高リスク及び/又は高技術の建設プロジェクトのみ関与することができる。

2.3 事業組織の設立手続、設立に要する時間及び費用はどうなっていますか。

手続		時間(日)	費用(インドネシアルピア)(注)
1	株式会社の設立	120	11,800,000
2	会社登録コードの取得	60	5,000,000
3	インドネシア投資調整庁でのワンドア統合サービスを介しての投資登録	3	-
4	投資許可(原則)	7	-
5	所在地許可	14-30	-
6	建物建設許可	90	(所在地、フロアのスペース及び建物のサイズによる。)
7	障害許可	30	(所在地及び建物のサイズによる。)
8	事業許可	7	-

(注) 参考用のみ。実際に要する時間及び費用は状況次第で異なる。

上記に加えて弁護士費用が必要となり、一般的に1万5000USドル前後である。

駐在事務所3形態の許可を得るための要件及び手続は以下のとおりである。

1 外国駐在事務所(Kantor Perwakilan Perusahaan Asing)

2009年インドネシア投資調整庁長官規則第12号の枠組みに定められたとおり、インドネシア内の駐在事務所の業務に関する規則によれば、外国駐在事務所を設立するのに必要な許認可は以下のとおりである。

- a 主要な許可としてのインドネシア投資調整庁によって発行された承認書(取得に通常10労働日要する。)

- b 地方政府からの所在書
- c 国税庁からの納税番号
- d 会社登録事務所からの会社登録証明書

続いて、上記許可を取得するための最初の要件は以下のとおりである。

- 1 親会社からの任命書
- 2 別の者によって参加者を代理される場合は、申請のための委任状
- 3 親会社の定款及びその修正
- 4 駐在事務所幹部として選任された者にとっての有効なパスポートの写し(外国人)又は ID カード(インドネシア人)
- 5 インドネシアにおいて他の事業に従事しないで駐在事務所幹部としてのみ就労することを希望する旨の陳述書

外国駐在事務所を設立する手続は、おおよそ 38 日かかり、申請費用に約 1000 万インドネシアルピアを要する。

2 外国商事駐在事務所

その活動を行うために、商事駐在事務所は、外国商事駐在事務所許可(Surat Izin Usaha Perwakilan Perdagangan Asing)が必要であり、任命書に別段の定めのない限り、3 年間有効であり、任命書に従って更新可能である。

外国商事駐在事務所許可には 5 種類ある。

- 1 本店の新規外国商事駐在事務所許可
- 2 支店の新規外国商事駐在事務所許可
- 3 修正外国商事駐在事務所許可
- 4 更新外国商事駐在事務所許可
- 5 破損、紛失の際の代用

一般的に、外国商事駐在事務所許可は、本店、支店、外国商事駐在事務所、申請実行計画の提出による外国商事駐在事務所許可の発行当局としての会社の事業運営・登録理事会の代理人に対し、書面で申請することによって取得できる。

外国商事駐在事務所は以下の行為を義務づけられる。

- 1 インドネシア銀行に預託金を支払うこと

- 2 外国商事駐在事務所許可発行の日から少なくとも3ヶ月以内に登記を行うこと
- 3 下記のスケジュールで、外国商事駐在事務所許可を発行する役人へ活動達成報告を行うこと。
 - ・ 第1回報告:当該年の1月から6月の間について、当該年の7月31日までに提出
 - ・ 第2回報告:当該年の7月から12月の間について、翌年の1月31日までに提出
- 4 大臣が外国商事駐在事務所許可を発行する役人によって要求された場合、活動の実現に関する報告及びデータ/情報を提供すること。
- 5 外国商事駐在事務所が6ヶ月間継続して活動を行っていないか、事務所を閉鎖した場合、外国商事駐在事務所許可を発行する役人への、閉鎖の理由を載せた書面による報告、及び外国商事駐在事務所許可原本の返還

外国商事駐在事務所を設立する手続は、おおよそ38日かかり、申請費用に約1000万インドネシアルピアを要する。

3 外国建設業務駐在事務所

外国建設業務駐在事務所は、外国建設業務駐在事務所への許可の付与のための要件の指針に関する公共事業大臣規則 05/PRT/M/2011 に従い、インドネシアにおいて事業を行なうことができる。

同大臣規則第1.3条によれば、外国建設業務駐在事務所は、外国において設立され、かつ外国に本拠を置き、インドネシアに駐在事務所を有する事業体であり、公共事業大臣から事業を行う許可(「駐在事務所許可」)を得た、株式会社の形態の法人と同等のものとみなされる。

駐在事務所許可は3年間与えられ、関連規定及び外国建設業務駐在事務所を監督する部署の推薦に従い延長される。外国建設業務駐在事務所が駐在事務所許可を得れば、外国建設業務駐在事務所はインドネシア全国において建設事業を行なうことができる。ただし、外国建設業務駐在事務所は、複雑で、危険性が高く、高度技術が必要な工事件のみ行なうことができる。

新規、期間延長、情報の変更及び非継続の申請を含む駐在事務所許可の申請は大臣規則により規定されている。新規及び期間延長の申請には、以下の事務手数料が課される。

- a. 建設計画コンサルタント又は監督サービスについては\$US5,000
- b. 建設工事を行う業務についてはUS\$10,000

駐在事務所は新規の駐在事務所許可の申請書と以下の書類を提出しなくてはならない。

- a. 駐在事務所の設立証書の認証済み写し
- b. 駐在事務所の経歴
- c. 駐在事務所の所属国の在インドネシア大使館からの証明書で、駐在事務所が適法に登録された事業体であり、良好な評判を有していることを述べたもの
- d. 駐在事務所の親会社が有する有効な建設業の許可の写し
- e. 駐在事務所の親会社の事業能力を示す資料の写し
- f. 全国建設業務発展委員会(LPJK)からの駐在事務所の認証評価証明書
- g. 駐在事務所の駐在者の任命書
- h. 駐在事務所の親会社の最新の財務報告書
- i. 駐在事務所の駐在者の履歴書
- j. 駐在事務所の駐在者のパスポート又は身分証明書
- k. 駐在事務所のインドネシアにおける所在地証明書

外国建設業務駐在事務所の設立手続き、おおよそ 38 日かかり、申請費用に約 1000 万インドネシアルピアを要する。

2.4 インドネシアでは、事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

会社は、定款に明記された事業分野に従った事業活動を行わなければならない。

事業活動の制限に加えて、会社は社会貢献として企業の社会的責任を全うする義務を負う。その内容は、以下の 2 つの規則に規定されている。

- 1 投資法第 15 条第(b)号:「各投資家は義務を負う。(b)企業の社会的責任を全うする。」
- 2 株式会社に関する 2007 年法律第 40 号第 1 条第 3 項:「社会全体のみならず、会社自身、地域社会のためになる生活及び環境の質を追求するため、社会的責任及び環境責任は、持続可能な経済的發展に参画する会社の義務である。」

結論付けると、両規定とも、生活と環境の質を改善するために持続可能な経済的發展への企業の義務として、企業の社会的責任に関する同様の目的を有している。

2.5 各事業組織に関して生じる継続的な義務にはどのようなものがありますか。

株式会社(Perusahaan Terbatas)

株式会社の主要な継続的な義務は、以下のとおりである。

- ・ 定款を作成すること。かかる定款は会社の目標、目的及び活動を含まなければならない。
- ・ 少なくとも年に1回、株主総会を開催すること。かかる定時株主総会后、総会の全ての出席者によって署名された総会議事録が作成されなければならない。
- ・ 法務人権省から、以下に関する定款変更のための承認を得ること
- ・ 株式会社の名称及び/又は本店所在地
- ・ 株式会社の目標、目的及び活動
- ・ 株式会社の存続期間
- ・ 株式会社の授権資本金
- ・ 株式会社の引き受けられ、支払い済みの資本金の減少
- ・ 株式会社の状況(非公開会社(tertutup)から公開会社(terbuka)又は公開会社から非公開会社)
- ・ 上記で列挙されたもの以外の事項に関する定款変更の法務人権省への通知
- ・ 株式会社の名称及び詳細な所在地を株式会社の通信や、譲渡証書、公告に記載すること。
- ・ 会計帳簿を記録すること。
- ・ 天然資源分野又はそれに関係する業務を行っている株式会社の場合は、企業の社会的責任や環境責任を全うし、株式会社の費用に組み入れ、年次報告書において報告しなければならない。

3. 会社

3.1 インドネシアには、どのような種類の会社が存在しますか。

株式会社、個人事業主、合資会社(Commanditaire Vennotsschaap/CV)、商店、協同組合。

3.2 会社の設立手続はどうなっていますか。

会社(株式会社)設立の場合、以下の手続が必要となる。

- ・ 株式会社の名称を使用する申請及び承認
- ・ 株式会社の設立証書の作成
- ・ 会社の本籍証明取得
- ・ 納税登録番号(NPWP)取得
- ・ 会社名義の銀行口座の開設と資本金払込
- ・ 銀行から払込証明書取得(最低授権資本金(5千万インドネシアルピア)の1/4以上の払込要)
- ・ 会社設立証書及び資本金払込証明等の書類を法務人権省に提出。
- ・ 法務人権省承認(法務大臣決定書が発行される。)

3.3 少数株主が自己の利益を保護する手段について教えてください。

- ・ 会社法第 62 条によると、会社の以下の行為に反対する株主は、株式を合理的な価格で買い取るとを会社に求める権利を有する。

- a. 定款の変更
- b. 会社の純資産の 50%以上の価値を有する会社資産の譲渡又は当該資産への担保設定
- c. 会社の合併、統合、買収又は分割

買い取ることが必要な株式が、会社株式の買い戻し(会社の発行済み資本の 10%)に関する規定の制限を超える場合は、会社は、第三者によって買い取られた残りの株式を保持するよう努めなければならない。

- ・ 臨時株主総会開催請求権(会社法第 79 条、第 80 条)

株主総会は年次株主総会と臨時株主総会からなるが、議決権のある株式総数の 10 分の 1 以上を一人あるいは複数で代表する株主が、臨時株主総会の開催を請求できる。当該請求から 30 日以内に株主総会が開催されない場合、当該株主は地方裁判所に対して、株主総会招集の許可を求めることができる。

- ・ 取締役に対する損害賠償請求権(会社法第 97 条)

議決権のある株式総数の 10 分の 1 以上を代表する株主は、過失又は不注意で会社に損害を生じさせた取締役に対して、会社に代わり、損害賠償請求できる。

- ・ コミサリスに対する損害賠償請求権(会社法第 114 条第 6 項)

議決権のある株式総数の 10 分の 1 以上を代表する株主は、過失又は不注意で会社に損害を生じさせたコミサリスに対して、会社に代わり、損害賠償請求できる。

- ・ 地方裁判所への監査請求権(会社法第 138 条)

議決権のある株式総数の 10 分の 1 以上を一人あるいは複数で代表する株主は、会社に対する検査を地方裁判所に請求することができる。当該検査は、(a)会社が株主又は第三者に損害を与えるような違法な行為を行ったこと、又は(b)取締役会又はコミサリス会の構成員が会社、株主又は第三者に損害を与えるような違法な行為を行ったことが疑われる場合に、データ又は説明を得るために行われる。

上記請求は、請求者がデータや情報のために株主総会において会社に最初に請求したが、会社が請求されたデータや情報を提供しなかった場合に提起される。

- ・ 解散請求権(会社法第 144 条)

議決権のある株式総数の 10 分の 1 以上を一人あるいは複数で代表する株主は、会社の解散を株主総会に提案できる。

地方裁判所は、会社がその運営を継続できる状態にないことを理由として、株主、取締役会又はコミサリスの請求により会社を解散できる。

3.4 コーポレート・ガバナンスに関する規律は存在しますか。

存在する。経済・財政・産業調整大臣決定第 KEP/31/M.EKUIIN/08/1999 号によって設立された国家コーポレート・ガバナンス委員会は、2006 年にインドネシアの適切なコーポレート・ガバナンス規程を発行した。当該規程は、規制ではなく、インドネシアにおいて会社が事業を行うための指針である。

もっとも、以下のとおり、当該規程の実行に関する分野別の規制がある。

- ・ 国有企業における適切なコーポレート・ガバナンスの適用に関する国有企業大臣決定第 KEP-117/M/MBU/2002 号
- ・ インドネシア銀行規制第 8/14/PBI/2006 号によって改正された民間金融銀行における適切なコーポレート・ガバナンスの適用に関するインドネシア銀行規制第 8/4/PBI/2006 号

3.5 外資系インドネシア企業がインドネシア市場から資本・借入れを調達する上で、規制は存在しますか。

外資系企業の資金調達には特に規制はない。

3.6 インドネシア企業は外国人を取締役(理事)に選任することができますか。

可能。ただし、人事のみを担当する取締役の地位は、インドネシア人にも適用される。

インドネシア企業の取締役がインドネシアに住所を有しなければならないことを定めた明示的な規制は存在しない。もっとも、実際には、当該者がインドネシアに居住して会社の事業を運営する取締役の義務との関連で、少なくとも 1 名の取締役はインドネシアに住所を有していなければならない。

3.7 利益分配に関する規制は存在しますか。

会社は、毎事業年度、利益準備金の積み立てを差し引いた後の純利益額から株主総会で決定された額を配当として株主に分配できる(会社法第 71 条)。会社に配当可能利益がある場合(会社法第 71 条第 2 項)にのみ配当の分配は可能である。

また、定款に定めがある場合は、会社は事業年度終了前に臨時配当を行うことができ、当該臨時配当の分配は、会社の純資産額の総額が、払込資本金及び義務づけられている準備金の合計額より小さくならない場合に行える(会社法第 72 条第 1 項、第 2 項)。臨時配当の分配が会社の債権者に対する義務の履行を妨げる場合は行えない(会社法第 72 条第 3 項)。臨時配当の分配は、取締役会の決定に基づき、コミサリス会の同意を得た後に行われる(会社法第 72 条第 4 項)

財務年度終了後、会社が損失を計上していたことが明らかになった場合、すでに分配された臨時配当は株主によって会社に返金されなければならない、株主が当該返金を行えない場合、取締役会及びコミサリス会は会社の損害に対して連帯して責任を負う(会社法第 72 条第 5 項、第 6 項)。

3.8 会社はどのような種類の株式を発行することができますか。

定款で 1 以上の種類の株式を決定しなければならない。株式の種類は以下のとおりである。

- a. 議決権のある株式、議決権のない株式、
- b. 取締役会及びコミサリス会のメンバーとして立候補するための特別権付株式、
- c. 特定の期間の後買戻される又は他の種類の株式と交換される株式、
- d. 累積的又は非累積的な配当について、他の種類の株式を有する株主より先に配当を受ける権利を与える株式、
- e. 残余財産分配について、他の種類の株式を有する株主より先に分配を受ける権利を与える株式(会社法第 53 条)。

1 種類より多くの種類株を発行している場合は、定款でそのうち 1 種類を普通株(会社法第 53 条第 3 項)として規定しなければならない。普通株とは、株主総会で会社の事業に関わる事柄に対する議決権、配当を受ける権利及び解散の結果の残余財産を受け取る権利(会社法第 53 条第 3 項の説明)がある株式をいう。

3.9 取締役会(理事会)の開催頻度及び開催方法に関する規制は存在しますか。

取締役会(理事会)やコミサリスの開催頻度及び開催方法に関する規制は存在しない。会社の定款で、取締役会(理事会)やコミサリスを実施する要件を決定する。

3.10 取締役(理事)はどのような義務及び責任を負いますか。

取締役会は会社運営について責任を負い、取締役は誠実にかつ全責任を負い会社運営を行うとされている(会社法第 97 条第 1 項、第 2 項)。取締役は、会社法第 97 条第 2 項に定めるその職務の遂行について過失又は不注意があり、会社に損害を生じさせた場合は、個人的に全責任を負うとされている(会社法第 97 条第 3 項)。

会社の破産が取締役会の過失又は不注意により生じ、会社の資産が会社の債務を全て弁済するのに十分でない場合、原則として、各取締役は会社の資産で弁済されなかったすべての債務について連帯して責任を負う(会社法第 104 条第 2 項)。この規定は、破産宣告から 5 年前までの期間に取締役の地位にあり、過失又は不注意があった者にも適用される。ただし、以下の事由を証明した場合は当該取締役は第 104 条第 2 項の責任を負わない。

- a. 破産が取締役の過失又は不注意の結果ではないこと
- b. 取締役が、誠実、用心深く、かつ会社の目的及び目標の追求に全責任を負って会社の運営を行ったこと
- c. 会社運営について、直接又は間接を問わず、利益相反がなかったこと
- d. 取締役が、破産を避けるために注意深い方策をとったこと

4. 清算

4.1 インドネシアで会社の清算を行う際の手続の概要を教えてください。インドネシア特有の要件は存在しますか。

【会社の解散事由(会社法第 142 条第 1 項)】

- a. 株主総会の決議に基づく⁵
- b. 定款に定められた存続期間が終了したこと
- c. 裁判所の決定⁶
- d. 破産宣告が取り消されたこと等
- e. 会社の事業許可が取り消され、会社の清算が義務づけられたこと

⁵ 会社の解散のための株主総会決議は、議決権のある株式の 4 分の 3 以上の株主が出席し、投票された議決権の 4 分の 3 以上の賛成によって決議される(会社法第 89 条第 1 項)。

⁶ 裁判所は次の請求があった場合に会社を解散させることができる(会社法第 146 条)。(a) 会社が公益を害していること、又は会社が違法行為を行っていることを理由とする検察官による請求、(b) 設立証書に瑕疵があることを理由とする関係者の請求、(c) 会社の継続が不可能であることを理由とする株主、取締役会又はコミサリス会の請求。

【清算人の指名】

解散が、株主総会決議、存続期間の終了、破産取り消しにより発生し、株主総会が清算人を指名しない場合、取締役会が清算人として行動する(会社法第 142 条第 3 項)。

解散が裁判所の決定に基づいて行われた場合、裁判所の決定は清算人の指名を含めなければならない(会社法第 146 条第 2 項)。

【清算人の職務】

会社の解散日より遅くとも 30 日以内に、清算人は以下の者に通知を行う(第 147 条第 1 項)。

- (a) 会社の全ての債権者に対して、会社の解散を新聞広告及び官報公告により通知する。
- (b) 所管の大臣に対して、会社が清算中であることを会社登記情報に登録することを求めて、通知する。

清算手続における会社資産の清算における清算人の義務は、以下のとおりである。

- a. 会社の資産及び負債を記録しまとめる。
- b. 清算からの資産の分配計画を新聞広告及び官報公告において公告する
- c. 債権者への弁済
- d. 残余財産の株主への分配
- e. 資産の清算のために必要なその他の行為(会社法第 149 条第 1 項)。

清算人が債務超過を見積もる場合、会社法に優先する法律又は規則が別に規定しない限り、さらに、身元及び住所が知れている全ての債権者が破産以外の方法で清算を行うことに合意しない限り(会社法第 149 条第 2 項)、清算人は破産申し立てを行う。

債権者は、会社資産の分配計画に対して、新聞及び官報における公告の後、60 日以内に異議を申し立てることができ(会社法第 149 条第 3 項)、清算人が異議申し立てを拒否した場合、債権者は拒否から遅くとも 60 日以内に裁判所に提訴することができる(会社法第 149 条第 4 項)。

清算人が定める期間中に支払請求を行い、支払請求が清算人により拒否された債権者は、当該拒否日から 60 日以内に裁判所に提訴することができる(会社法第 150 条第 1 項)。

【清算の完了】

清算人は、残余財産を株主に分配し、株主総会が清算人の職務完了と職務解放を決議した後又は裁判所が清算人の報告書を受領した後に、清算過程の最終結果を法務大臣に届出、かつ新聞に広告する(会社法第 152 条第 3 項)。この届出及び広告は清算人による報告を株主総会又は裁判所が受領した後 30 日

以内に行われる(会社法第 152 条第 7 項)。法務人権大臣は、上記届出を受領した後、会社の法人格消滅を登記情報に記録し、会社名を登記情報から削除する(会社法第 152 条第 4 項)。

【その他手続】

投資調整庁(BKPM)への解散報告

国税庁への納税番号(NPWP)の返却。税務調査が条件となり、厳格で長期間にわたる調査が行われることがある。

4.2 インドネシアの破産手続の概要を教えてください。申立てに関して、インドネシア特有の要件はありますか。

現在のインドネシアの倒産法は、1905 年に制定された倒産法(Faillissements-Verordening, Staatsblad 1905 Nomor 217 Juncto Staatsblad 1906 Nomor 3481)が 1998 年法律第 4 号により改正され、その後 2004 年の新破産法、すなわち、破産及び負債支払義務の不能に関する 2004 年法律第 37 号が制定されたものである。

破産手続

申立原因(第 1 条)

債務者が、2 以上の債権者を有し、少なくとも一つの債務につき、弁済期の到来にもかかわらず、弁済できない場合(第 2 条第 1 項)。

破産申立権者(2 条)

債務者又は債権者

検察官は公益のために破産宣告の申立適格を有する。

債務者が銀行の場合は中央銀行のみが申立てを認められる。

資本市場監督庁は、証券会社、証券取引所、決済・保証機関、又は預託・清算機関として事業活動を行う当事者である債務者に対して破産宣告の申立てを行うことができる。

債務者が保険会社、再保険会社、年金基金、公益のために活動する国有企業の場合は、財務省

債務者の資産の保全(第 56 条)

裁判所による破産宣告と同時に、相殺や現金担保没収などを除いて、債務者に対する債権回収行為、訴訟手続きなどは自動的に停止される。自動的停止期間は最長 90 日間。

破産宣告決定のなかで、管財人が任命され、監督裁判官が商事裁判所の裁判官のなかから指定される(第 15 条第 1 項)。債務者、債権者又は破産宣告の請求を申し立てる権限を有する当事者が裁判所に管財人の任命を申し立てなかった場合は、財産局が管財人として任命される(第 15 条第 2 項)。管財人は 3 ヶ月毎に破産財団及び管財人の任務の履行の状況について監督裁判官に報告を提出しなければならない。

和議手続への移行

破産債務者は、和議案の情報を提供し、和議案に抗弁し、交渉の間和議案を変更することができる。債権者集会において出席した債権者の過半数の賛成、及び出席した債権者又は代理人からの債権の 3 分の 2 以上にあたる債権者の賛成があった場合、和議案は承認される(第 150 条及び第 151 条)。

5. 外国からの投資に関する規制

5.1 インドネシアにおいて外国からの投資を規制している法律を教えてください。

2007 年に投資に関する 2007 年法律第 25 号が公布され、外国投資法(1967)、内国投資法(1968)、外国投資改正法(1970)及び内国投資改正法(1970)は廃止され、無効となったことが宣言された。

国内外の投資に対して閉鎖又は条件付きで解放される事業分野のリストに関する 2010 年大統領令第 36 号。

投資申請の指導及び手続に関する 2009 年投資調整庁長官規則第 12 号。

5.2 インドネシアでは、外国からの投資の方法にはどのようなものがありますか。

2007 年法律第 25 号に従って、外国からの投資は、法律に別段の定めのない限りインドネシア共和国の法律に基づいて株式会社の形態で行われなければならない。

株式会社の形態で投資を行う外国投資家は、以下の方法で運営されなければならない⁷。

- a. 当該会社が設立されたときに株式を保有する方法
- b. 当該株式を購入する方法
- c. 法律の定めに従ったその他の方法

⁷ 2007 年法律第 25 号第 5 条第 3 項

5.3 現在の外国からの直接投資に関する政策はどうなっていますか。

2007 年法律第 25 号第 12 条第 1 項によれば、閉鎖又は条件付きで解放される事業部門以外の、基本的に全ての事業部門は投資活動に解放されている。国内外の投資に対して閉鎖又は条件付きで解放される事業分野のリストは 2010 年大統領令第 36 号の別紙 2 に記載されている。

5.4 規制当局の認可が必要となるのはどのような場合ですか。

外国からの直接投資は、投資調整庁及び関連する政府当局の許認可及び/又は登録を取得しなければならない。

5.5 外国企業は、インドネシアに完全子会社を設立することができますか。

100%の外国投資に解放される事業部門である限り可能である。加えて、会社法によれば、2 人以上の者が株式会社を設立しなければならない。

5.6 規制当局の認可を取得するにはどれくらいの時間を要しますか。

2009 年投資調整庁規則第 12 号に基づいて、以下の時間を要する。

- ・ 投資登録: 1 労働日
- ・ 投資許可(原則): 3 労働日
- ・ 事業許可: 申請が完全かつ正確に受理された後 7 日を超えない日

もっとも、実際には、関係当局から許可を取得するには、さらに時間を要することが予想される。

5.7 外国人・外国企業による土地所有に規制は存在しますか。

土地の所有はインドネシア個人にのみ許可されており、外国人及び企業は建設権、開発権、使用権のみ取得できる。

建設権(HGB)は、建設者に個人的に属さない土地に建物/設備を建築し所有するために一定期間土地を支配し利用する権利である。権利譲渡及び担保設定も可能。建設権の付与の有効期間は 30 年である。建設権の保有者の求めにより、また建設条件及びその必要性を考慮して、期間は 20 年延長される。

開発権(HGU)は農業、植林、漁業及び/又は畜産のために国家によって直接支配されている土地を運営する権利である。期間は当初 35 年で、25 年の延長が可能である。

使用权(HP): 国家の直接の支配下にある土地、又は私的目的で別人に所有され、若しくは政府当局からの付与の決定か、土地賃貸借契約や土地運営契約でなく基本農業に関する 1960 年法律第 5 号と矛盾しない全ての事項に関する土地所有者との契約によって定められた権限と責任を与える企業によって所有される土地を、支配し、使用し、及び/又は生産物の収穫をする権利である。土地を使用する権利であるが、事業用には利用できない。権利譲渡及び担保設定も可能。期間は当初 25 年で、20 年の延長可能。

6. 労働法

6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制を教えてください。

労働者の権利義務を規律する主な法律は、労働法(2003 年法律第 13 号)、労働関係紛争解決法(2004 年法律第 2 号)、労働組合に関する法律(2000 年法律第 21 号)である。労働法は労働時間、解雇手続き、退職慰労金等の労働条件について規定している。

6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

労働時間の上限は一日 7 時間以下、一週 40 時間以下、労働日は一週 6 日以下とされている。週休 2 日の場合は一日 8 時間以下とすることも可能である。

6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

労働法に基づき、使用者及び政府は雇用契約の終了を避けるためあらゆる努力を行うことが義務付けられている。したがって、終了の前に、労働法上、使用者と組合又は従業員(当該従業員が何らの組合にも属していない場合)交渉を行うことを要するものとされている。当該交渉の成果がないことが明らかになった場合、使用者は終了の申立てを産業関係紛争調停機関(Industrial Relations Dispute Resolution Board、「LPPHI」)に対し行うことができる⁸。しかし全ての雇用契約の終了がLPPHIの事前承認を要するわけではない。労働法は、LPPHIへの申立なしに直接に雇用契約の終了の効力が発生する場合を以下のとおり規定している⁹。

1. 試用期間の従業員が、事前に書面によって要求された場合。
2. 従業員が、使用者からの強制/脅迫なく、書面により自発的に辞任を求める場合又は期間の定めのある雇用契約に従って雇用関係が最初に終了する場合。
3. 従業員が、雇用契約、会社規則、労働協約(joint work agreement)又は法令若しくは規制に定める定年に達した場合。

⁸ 労働法第 151 条

⁹ 労働法第 154 条、第 160 条第 3 項及び第 5 項、第 168 条第 1 項及び第 169 条第 3 項

4. 従業員が死亡した場合。
5. 従業員が、使用者の請求によるもの以外の場合で、当局に逮捕されたことにより 6 か月間連続して勤務できない場合。
6. 上記 6 か月の期間の経過前に、従業員が有罪である旨の判決が裁判所によってなされた場合。
7. 従業員が、書面及び明らかな理由なく 5 営業日以上連続して欠勤し、使用者から連続して 2 回の適正な呼び出しを書面によって受けた場合。
8. 雇用契約違反を理由に解除を要請する従業員に対し、使用者がその不存在を証明できなかった場合。

6.4 休暇の付与や公休日について強制的な規制はありますか。

12 か月以上勤務した従業員の年次有給休暇は最低 12 日である¹⁰。また、従業員は、政府が定めた休日を得る権利がある¹¹。

使用者は従業員に対し、その宗教上の義務を履行するための十分な機会を与えなければならない¹²。

女性従業員は、月経の間痛みを感じる場合は、使用者に通知することにより、月経の初日と二日目については勤務しないことができる¹³。また、産科医若しくは助産師の診断による出産予定日前 1 か月半及び産後 1 か月半の休暇を得ることができる¹⁴。さらに、流産の場合は、1 か月半又は産科医若しくは助産師の診断によって必要とされた期間の休暇を得ることができる¹⁵。

6.5 雇用契約に競業避止条項のような制限的な誓約を含めることはできますか。

労働法は雇用契約における競業避止条項について規制をしていない。したがって、競業避止条項は雇用契約に含めることができる。しかし、適正な職業への就業は、全インドネシア市民に認められたインドネシア憲法上の権利(インドネシア憲法(1945 年)27 条 2 項)であるから、競業避止条項は、これを妨げるものであってはならない。

6.6 雇用契約で、労働者を一定の期間は退職できないようにすることはできますか。

労働時間を雇用契約中に定めることは可能である。しかし、労働法上の労働時間の定め反するものであってはならない。

¹⁰ 労働法第 79 条第 2 項(c)

¹¹ 労働法第 85 条第 1 項

¹² 労働法第 80 条

¹³ 労働法第 81 条第 1 項

¹⁴ 労働法第 82 条第 1 項

¹⁵ 労働法第 82 条第 2 項

6.7 女性労働者は、産前産後休暇を取得することが認められていますか。

女性従業員は、産前産後休暇として、産前・産後各 1.5 か月取得できる。

6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

労働法上、男性労働者の育児休暇を認める規定はない。

6.9 インドネシアの会社とその従業員や役員に対して株式を発行するには、どのような規制がありますか。

従業員に対する株式の発行について特に定めた規制はない。会社法が、従業員に対する株式の発行は、既存の株主に対して先買権を与えることなく行うことができることを定めているのみである。

6.10 インドネシアの会社の従業員は、外国会社の従業員ストックオプションの付与を受けられますか。

6.9 の回答参照。

7. 知的財産

7.1 インドネシアではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

【商標権】

適用法令: 商標に関する 2001 年 8 月 1 日付け 2001 年法律第 15 号

優先使用に係る規制、ライセンスに基づく商標権の譲渡、違反者に対する罰則等が規定されている。

保護対象: 商品・サービスに用いられる商標および地理的表示。

先願主義を採用しており、先に申請を出したものが登録を許可される。

商品・サービス国際分類基準の 1~42 を採用している (商品・サービスの分類に関する政令 No. 241993)。

サービスマーク、団体商標の登録も可能である。

- ・ 著名な商標を国内で登録することはできない。また、既に他人が権利を所有しているブランド名に類似する商標の登録も認められていない。

保護期間: 受理日より 10 年間であり、当該期間の延長は申請により可能である。

【特許権】

適用法令:特許に関する 2001 年 8 月 1 日付け 2001 年法律第 14 号

発明とは技術分野における特定の問題を解決する活動と位置づけられる発明者のアイデアを意味し、製品若しくは方法の形態をとることができるもの又は製品若しくは方法を完成させ発展させることができるものをいう。

特許とは国家から発明者へ、発明者の技術に関する発明に対して発明者のために一定の期間付与される又は発明者の合意により他の当事者のために付与される排他的権利を意味する。特許権者は、付与された特許に関し、インドネシアにおいて製品を製造するか方法を実施することを義務付けられる。

簡易特許は一つの発明についてのみ付与される。

先願主義を採用している。

保護期間:出願日より 20 年間。簡易特許は特許証発行日(登録日)から 10 年間。

【著作権(コピーライト)】

適用法令:著作権に関する 2002 年 7 月 29 日付け 2002 年法律第 19 号

保護の対象:科学、芸術、文学の分野の著作物で、コンピュータープログラムやデータベースを含む。

著作権は創作により発生する。著作権を第三者に対抗するためには登録が必要である。

保護期間:コンピュータープログラム、映画、写真、データベースなどは最初の公表から 50 年間であり、著書・芸術・音楽などは著作者の死後 50 年間である。

【工業意匠】

適用法令:工業意匠に関する 2000 年 12 月 20 日付け 2000 年法律第 31 号

保護の対象:構造、形状又は線若しくは色彩の構図、又は立体または平面における線/色彩若しくはこれらの組み合わせに関する創作で、美的な印象を与え、平面又は立体のパターン/モデル/システムにより表すことができ、特定の製品、商品、産業用原材料、手工芸品の製造のために利用できるもの。

保護を受けるには登録が必要である。登録要件として新規性が必要である。

実体審査は登録に対し異議申し立てがあったときのみ行われる。

保護期間:出願から 10 年間であり、延長は認められない。

【集積回路配列保護】

適用法令:集積回路配列に関する 2000 年 12 月 20 日付け 2000 年法律第 32 号

保護の対象: 半導体集積回路の配置設計。

保護を受けるには登録が必要である。登録要件として、設計時点で公に知られていないことが必要である。

保護期間: 出願または最初の商業的使用から 10 年間。

【営業秘密】

適用法令: 営業秘密に関する 2000 年 12 月 20 日付け 2000 年法律第 30 号

保護の対象: 公知となっていない技術及び/又はビジネスに関する情報で、ビジネスにおけるその利用のために経済的に価値があり、その所有者により営業秘密として保管されているもの。

権利の発生には登録は不要である。但し、ライセンス契約の締結にあたっては登録が義務付けられる。

【種苗法】

適用法令: 植物の種の保護に関する 2000 年 12 月 20 日付け 2000 年法律第 29 号

保護の対象: 固有、単一、維持可能かつ他と区別できる植物の新品種

保護期間: 品種保護の登録日から、一年生植物の場合は 25 年間、多年生植物の場合は 20 年間。

7.2 インドネシアが締約国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

【特許】

1970 年 6 月 19 日にワシントンにおける WIPO の会議構成国により作成された特許協力条約

【商標】

1994 年 10 月 27 日付けで、ジュネーブにおいて WIPO の構成国により作成された商標法条約

【著作権】

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

著作権に関する世界知的所有権機関条約

【その他】

文学および芸術作品の保護に関するベルヌ条約

工業所有権の保護に関するパリ条約

WIPO 設立条約

WTO 設立協定及び知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定のうち批准されたもの。

オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約

7.3 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会その他の競争当局のような公的機関による規制又はガイドラインは存在しますか。

存在する。1999 年法律第 5 号に関する適用除外ガイドラインについての取引競争監視委員会の規制(2009 年規則第 2 号)。

8. 為替管理

8.1 インドネシアに持ち込む又はインドネシアから持ち出すことができる現地通貨の額に制限はありますか。

インドネシアに持ち込む又はインドネシアから持ち出すことができる現地通貨の額について特に規定している規制はない。しかし、インドネシア通貨の移動に関する通知義務について定めるいくつかの規制がある。

対外債務通知義務に関する中央銀行規則No.12/2010(“PBI No.12/2010”)に基づき、通知者¹⁶は、ローン契約、債券(信用状、銀行引受手形、ボンド、コマーシャルペーパー、約束手形、中期債(medium-term notes))、取引クレジット、その他のローンのいずれかの対外債務について、外貨カルピアかにかかわらず、中央銀行に対し、当該規制に従った期限までに、完全、正確かつ適時に通知しなければならない。PBI No.12/2010 に従って通知される対外債務は、対外債務の当初データ及び/又はその変更並びに対外債務の増減の記録から構成される。

マネーロンダリング罪の防止及び撲滅に関する法律(2010 年法律第 8 号)に基づき、通知者¹⁷は、各監督規制機関¹⁸によって規定される、利用者確認(Know Service-User)の原則を適用しなければならない。利用者確認の原則の適用義務が課されるのは以下の場合である¹⁹：

- a. 通知者が利用者との間で事業上の関係を有している場合
- b. 1 億ルピア以上の額のルピア及び/又は外貨による金融取引

¹⁶ 通知者とは、非居住者に対し対外債務を負っている居住者を意味する(PBI No. 12/2010 第 1 条(2))。

¹⁷ 通知者とは、何人かを問わず、当該法律に基づき金融取引・報告分析センター(Financial Transaction Reporting and Analysis Center、「PPATK」)に対し通知を行う者を意味する(2010 年法律第 8 号第 1 条(11))。

2010 年法律第 8 号第 17 条 1 項：通知者は、以下のものを含む：

- (a) 金融サービス提供者：銀行、金融会社、保険会社及び保険代理店、年金基金金融機関、証券会社、投資運用会社、証券保管機関、外貨投機家に対する郵便振替サービスを提供する郵便局受託会社、カード決済会社、電子マネー及び/又は電子ウォレット管理者、信用組合、質屋、商品先物取引業者又は送金サービスプロバイダー。
- (b) 商品及び/又はその他のサービスプロバイダー：不動産会社/仲介者、自動車取引業者、宝石/貴金属取引業者、美術品及び骨董品取引業者又はオークションセンター。

¹⁸ 2010 年法律第 8 号第 18 条第 2 項

¹⁹ 2010 年法律第 8 号第 18 条第 3 項

- c. マネーロンダリング又はテロへの資金供与への関連が疑われる金融取引
- d. サービスユーザーによって通知された情報の真偽に疑いがある場合

金融サービスプロバイダーは、(a)疑義のある金融取引、(b)1取引又は1営業日のうちの取引が5億ルピア又は同等の外貨による額以上の現金取引及び/又は(c)他の国から又は他の国へ向けた金融取引について、PPATKIに通知を提供しなければならない²⁰。

2010年法律第8号第17条第1項(b)に定義される商品及び/又はサービスの提供者は、5億ルピア以上のルピア又は外貨の取引が利用者によって行われた場合、PPATKIに通知しなければならない²¹。

さらに、ルピア、外貨を問わず、現金、小切手、約束手形、郵便振替引換証その他いかなる決済手段であっても、1億ルピア以上のインドネシア関税区域への持ち込み又は持ち出しは税関・物品税総局(Directorate-General of Customs and Excise)に対する通知が必要である²²。

8.2 インドネシアに持ち込む又はインドネシアから持ち出すことができる外国通貨の額に制限はありますか。

外貨取引に関する法(1999年法律第24号)に基づき、居住者は外貨を自由に保有し使用することができる。しかし、インドネシア内の取引における外貨の使用にあたっては、中央銀行に関する法に定められた支払手段に関する規定に従わなければならない。さらに、中央銀行は、居住者が行う外貨取引についての情報を要求する権限を有する。

中央銀行規則 No. 4/2/PBI/2002(1999年法律第24号の実施規則)に基づき、外貨取引を行おうとする会社は、中央銀行に対し、完全正確かつ適時に、外貨取引についての情報を含む通知を提出しなければならない。通知は、以下によって構成される:

1. 国内の銀行又はノンバンクの金融機関を通じないで行う取引で、その資産及び/又はオフショアの借入れに影響するもの
2. 通知期間の終了時点における資産及び/又はオフショアの借入れの場所

当該通知義務は、以下の会社に適用される:

1. 総資産1000億ルピアを保有するもの、又は
2. 1000億ルピアの年間売上高を有するもの。

²⁰ 2010年法律第8号第23条第1項

²¹ 2010年法律第8号第27条第1項

²² 2010年法律第8号第34条第1項

8.1 についての回答も参照。

8.3 外国為替の流入又は流出に関する規制はありますか。

8.1 及び 8.2 についての回答参照。

9. M&A

9.1 インドネシアの会社が利用することのできるM&Aの方法には、どのようなものがありますか。

会社法に基づき、主として、吸収合併(merger)、新設合併(consolidation)、株式取得(acquisition)がある。

吸収合併は、1 以上の会社が、他の既存の会社を吸収する結果、法的に被吸収会社の資産及び負債が吸収会社に譲渡され、被吸収会社は消滅するものをいう²³。

新設合併は、2 以上の会社が、新たな会社を設立し、新設会社に資産及び負債を取得させ、消滅するものをいう²⁴。

株式取得は法人又は個人が他の会社の株式を取得し、そのコントロールを得るものである²⁵。この定義によれば、会社法は株式の取得のみを規定しているともとれる。しかし、会社法上明示的に規定されていないものの、会社法第 102 条²⁶は、資産の取得の法的根拠としても利用され得る。実務上、株式及び資産の取得のほか様々な種類の取得がなされている。

会社法は、このほか、分割(segregation, spin-off)についても規定を置いている。会社法によれば、分割は、その事業を分割して 2 以上の会社に全ての資産及び負債を譲渡するか、一部の資産及び負債を 1 以上の会社に譲渡するものをいう²⁷。

9.2 各方法を実施する上での手続及び実施に要する時間はどうなっていますか。

吸収合併、新設合併、取得及び分割をしようとする会社の取締役会は、その計画を作成する。当該計画は、

²³ 会社法第 1 条(9)。

²⁴ 会社法第 1 条(10)。

²⁵ 会社法第 1 条(11)。

²⁶ 会社法 102 条: (a)会社の資産を譲渡する場合又は(b)借入の担保として 1 以上の関連又は非関連取引について会社の 50%を超える資産を提供する場合、取締役会は株主総会から承認を得るものとする。

²⁷ 会社法第 1 条(12)。

コミサリス会の承認を得た後、株主総会に承認を求めため提出される。

取締役会は、当該計画の概要を、1以上の新聞で公開し、株主総会の招集30日以上前に従業員に対し書面で公表しなければならない。公表は、公表日から株主総会開催日までの間、利害関係者は当該吸収合併、新設合併、取得及び分割の計画を会社から取得できる旨の通知を含むものとする。

債権者は当該公開から14日以内に会社に対し意義を述べることができる。債権者による異議が、株主総会開催日までに取締役会によって解決されない場合、当該異議は株主総会において述べられる。異議が解決するまで、吸収合併、新設合併、取得又は分割は実行できない。

株主総会において承認された吸収合併、新設合併、取得又は分割は、インドネシア語の公正証書として作成され、承認又は届出のために、法務人権省(Minister of Law and Human Rights)にその写しが提出される。

承認された吸収合併、新設合併、取得又は分割に外国投資の要素が含まれている場合、インドネシア投資調整庁(BKPM)による承認が必要となる。

9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えてください。

これに関する規制は特にないが、実務上、新設合併は吸収合併及び株式取得に比べ一般的ではない。その理由としては、吸収合併や株式取得と異なり、新設合併は新たにライセンスを必要とする会社を創設するためであることが挙げられる。

9.4 組織再編に関わる会社の1つが上場会社である場合、追加的に必要となる要件があれば教えてください。

組織再編に関わる会社の1つが上場会社である場合、一定の開示、株主による承認及び金融機関監督庁(Indonesia Capital Market and Financial Supervisory Agency、「Bapepam」)による承認が取引を完了させるために必要である。

9.5 会社の一定割合の株式取得を制限する規制にはどのようなものがありますか。また、強制的公開買付規制が適用されるのはいつですか。

2010年大統領令第36号は外資の株式保有比率の限度についての規定である。しかし、当該規則はインドネシア証券市場(Indonesian Capital Market)を通じてなされる間接的な投資又はポートフォリオ投資には、投資家が会社の支配権獲得を目的としていない限り、適用されない。

公開会社の支配権を獲得するために株式取得が提案された場合、BAPEPAM 規則 No. IX. H. 1 が適用され、取得者は公開買付説明書を BAPEPAM 及び関係する証券取引所に提出する。

取得者が(i)対象会社の 50%を超える株式を取得する場合又は(ii)直接若しくは間接に対象会社の経営及び/又は方針について決定できるようになる場合に、公開買付けが必要となる。

強制公開買付の概要は以下の通り：

- ・ 取得者は取得に関する情報について取得後 2 営業日以内に公表する。
- ・ 取得者は原則として残り全ての株式について公開買付けを行う。
- ・ 取得者が対象会社の払込資本金の 80%超の支配権を有する場合、取得者は公開買付完了後 2 年以内に少なくとも 20%の株式を 300 名が保有するように株式を譲渡しなければならない。

公開会社の 50%超の株式を取得する場合は公開買付が必要である。

9.6 外国会社も、上記組織再編方法を用いることができますか。

上記組織再編方法は現地会社及び外国会社の双方において可能である。

9.7 インドネシア内の事業又は会社を売却又は取得することにより生じる可能性のある反競争的な結果を制限するための法律又は他の形態の規制は存在しますか。

会社が吸収合併又は株式取得を行う場合、事業競争法(Business Competition Law)が適用される。独占禁止及び事業競争に関する法(1999 年法律第 5 号)は、事業者が、以下の場合に、同一関連市場において事業を行う複数の類似の会社の株式の過半数を取得すること又は同一関連市場において同一の事業活動を行う複数の会社を設立することを禁止している：

- a. 1 つの事業者又は事業者グループが一定の商品又はサービスの市場シェアの 50%を支配する場合
- b. 2 又は 3 の事業者又は事業者グループが一定の商品又はサービスの市場シェアの 75%を支配する場合

これとは別途、不公正な競争をもたらす合併及び株式取得に関する政令(2010 年政令第 57 号)は、以下の基準を満たす株式取得について事業競争監視委員会(KPPU)に報告することを要する旨定める：

- (1) 当事者の合計資産が 2.5 兆ルピアを超える場合、及び/又は
- (2) 当事者の合計売上が 5 兆ルピアを超える場合。

2010 年政令第 57 号は、一定の規模の吸収合併及び株式取得について、吸収合併又は株式取得後 30 日以内の KPPU への届出を義務付けている。事業者が KPPU への通知を怠った場合、遅延 1 日当たり 10 億ルピア、最大合計 250 億ルピアの制裁金を課される。

10. 租税

[注:本チャプターは、インドネシア弁護士又は会計士のレビューを経ていない。]

10.1 会社にインドネシアの所得税が課税される範囲は、どのように決定されていますか。

インドネシアの法律に基づいて設立された法人(居住法人)は、全世界所得が課税対象所得となる。インドネシアで事業を行わないがインドネシア源泉の所得を有する外国法人および外国法人でインドネシアに恒久的施設(PE)を有する法人(非居住法人)は、インドネシア国内源泉所得が課税対象所得となる。

10.2 税務上、居住地(住所)はどのように取り扱われますか。

上記のとおり、インドネシアの法律に基づいて設立された法人は居住法人とされ、全世界所得が課税対象所得となる。

10.3 法人税率及びその適用方法について教えてください。

2010 年以降は、所得に対して一律 25%の税率が適用される。ただし、上場企業および小規模企業には例外がある。

10.4 外国会社がインドネシア国内で得た所得に課される税率を教えてください。

上記のとおり、外国法人については、インドネシア国内源泉所得が課税対象所得となり、一律 25%の税率が適用される。

10.5 インドネシアでは、他にどのような税金を支払う必要がありますか。

所得税の他、以下の税金を支払う必要がある。

付加価値税、奢侈品販売税金、固定資産税、印紙税、出向税、物品税等。

10.6 配当には課税されますか。

原則として課税されるが、一定の条件(25%以上の株式保有等)を満たした場合は非課税となる。

10.7 源泉徴収税はありますか。

ある。

給与賃金、配当・利子・サービス料等、輸入時の支払い、国庫からの支払いが源泉徴収税の対象となる。

10.8 インドネシアでは、キャピタルゲインが課税の対象となりますか。

課税対象となる。

11. 紛争解決

11.1 インドネシアにおける民事訴訟手続の概要を教えてください。

【第一審】

民事訴訟の場合、地方裁判所において、以下の段階を経て審理される。

- a. 原告による請求/訴状の提出
- b. 当事者へ訴状の写しが添付された召喚状が送付される。
- c. 和解手続: 事件を友好的に解決するための裁判所の補助による和解手続を行わなければならない。和解手続が失敗した場合、事件審理は続行される。
- d. 原告による請求/訴状の陳述
- e. 裁判所の管轄の審理(必要があれば):
- f. 被告は答弁書を提出する。その後原告は反対答弁を提出し、被告が再答弁を提出する。
- g. 証明手続: 両当事者が書証及び証人(事実認定のための証人及び専門家証人)から成る証拠を提出する。
- h. 両当事者は最終弁論を提出する。
- i. 判決。

全手続は典型的には6か月かかる。

判決に不服のある当事者は、判決送達後14日以内に高等裁判所に控訴することができる。控訴がないまま14日間が経過した場合は、判決は最終かつ拘束力のあるものとなる。

【控訴審】

控訴審では審問手続は開かれない。控訴した当事者は控訴理由書を提出し、その相手方は答弁書を提出する。高等裁判所は事実認定及び法の適用について地方裁判所の判決及び事件記録を検討し、控訴について審理する。控訴は典型的には6か月から1年間を要する。

【破棄審】

控訴審判決に不服がある当事者は、判決送達後14日以内に最高裁判所に破棄申立をすることができる。破棄申立てをした当事者は破棄申立理由書を提出し、相手方は答弁書を提出する。高等裁判所と同じく、破棄審では審問手続は開かれない。最高裁判所は法の適用のみについて地方裁判所の判決及び事件記録を検討する。控訴は典型的には6か月から2年間を要する。

11.2 インドネシアでは、外国判決はどのように執行されますか。

インドネシアの裁判所は領土主権の原則に従うため、インドネシア外においてなされた判決はインドネシアと当該外国との間で執行に関する条約が締結されていない限り、インドネシア内において何らの執行力も効果も有さない。民事手続規則第436条。

11.3 インドネシアにおいて利用可能な裁判外紛争処理手続にはどのようなものがありますか。

調停および仲裁が利用可能である。

裁判所外のADR機関としては、インドネシア全国仲裁評議会(BANI)がある。調停期間は当事者又は調停人選任機関(panel of judges)により調停人が選任されてから40日である。両当事者による承認に従い、調停手続は40日の期間経過後最大14営業日まで延長することができる。仲裁期間は、両当事者及び仲裁人又は仲裁裁判所が別に合意しない限り、仲裁人が選任されてから180日間である。

11.4 仲裁判断は、インドネシアではどのようにして執行されますか。

仲裁判断が告知された日から遅くとも30日以内に、仲裁人またはその代理人は、仲裁判断の原本または謄本を所在地を管轄する地方裁判所の書記官に提出し、これを登録しなければならない。執行命令は、執行命令の申立が受理されてから30日以内に命じられなければならない。

国際仲裁判断の執行のためには、中央ジャカルタ地方裁判所による執行命令を得た後にのみインドネシア国内で執行可能である。

11.5 インドネシアの裁判所において仲裁判断を争うには、どのような根拠がありますか。

当事者は、仲裁判断が以下の要素を含むものである場合、仲裁判断の取消請求を提出する権利を有する。

1. 仲裁判断がなされた後に、提出された文書が虚偽のものであることが判明した場合。
2. 仲裁判断がなされた後に、決定的な文書が当事者によって隠匿されていたことが判明した場合。
3. 一方の当事者の詐欺によって仲裁判断がなされた場合。

仲裁判断の取消請求は、仲裁判断の送達及び被告所在地を管轄する地方裁判所書記官への登録から 30 日以内に書面によりなされなければならない。

※注： インドネシアにおける法規制は、頻繁に変更される場合があり、手続面は行政裁量に委ねられることから手続面の複雑さも多様である。従って、本レポートのみに依拠した判断はなされるべきでなく、関心ある依頼者においては、何らかの選択を行う前に、当事務所に相談頂きたい。

(2011 年 9 月 30 日現在)

本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。
また、本ガイドブックに含まれる情報は最新のものではない可能性があり、当事務所は本法律ガイドの内容の全部又は一部の正確性について保証するものではなく、いかなる責任を負うものでもありません。